

桑名市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

桑名市教育委員会教育長 加藤 眞 毅

桑名市教育委員会規則第3号

桑名市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

桑名市立学校施設の開放に関する規則（平成16年桑名市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第1条に規定する目的のために」を削り、「構成する」の次に「社会教育活動の促進又は社会体育の普及発展を目的とする」を加え、「団体と」を「もの（以下「登録団体」という。）と」に改め、同条に次の2項を加える。

2 登録団体は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に登録事項の変更を届け出なければならない。

3 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により登録をしたとき。

(2) 前項の規定による変更の届出を怠ったとき。

(3) 教育委員会が管理上必要と認めて行う指示に従わないとき。

第6条第1項中「者」を「登録団体」に、「3週間から1週間前まで」を「属する月の前月の10日から利用希望日の1週間前まで」に、「学校施設利用許可申請書（様式第1号）を当該開放学校長を経由して、教育委員会に提出し、その許可を受け」を「インターネットを用いる方法により開放学校の状況の確認及び利用の手続を行うシステム（以下「学校開放システム」という。）を使用して利用日の登録を行い、利用後は利用日の属する月の翌月の10日までに学校開放システムを使用して利用の有無を報告し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、利用日の登録を行った時点で、教育委員会による開放学校の施設の利用許可を受けたものとみなす。

第6条第2項を削り、同条第3項中「許可に際し」を「利用許可について」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第1項中「前条の利用許可を受ける場合において利用者」を「開放学校の施設を利用する許可を受けた団体（以下「利用者」という。）」に改め、「設備を」の次に「利用」を加え、「併せて」を「当該開放学校の校長に」に改める。

第11条中「利用の許可」を「利用許可」に改める。

第13条中「開放学校の施設を利用する者」を「利用者」に改める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の桑名市立学校施設の開放に関する規則の規定は、令和6年4月1日以後に学校開放システムを使用して利用日の登録を行った開放学校の施設の利用について適用し、同日前の開放学校の施設の利用については、なお従前の例による。